

第 14 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和 5 年 4 月 7 日 (金) 午後 2 時 00 分～
2. 会 場 黒潮町役場本庁 3 階 第 1・第 2 会議室
3. 出席委員 **【農業委員】**
2 番 野坂賢思、3 番 江口千寿、4 番 山下理恵、5 番 濱口佳史
6 番 金子俊博、7 番 橋田美和、8 番 伊芸精一、9 番 松本昌子
10 番 垣谷征志、11 番 酒井幸男、12 番 福留康弘
【推進委員】
1 番 大石正幸、3 番 若藤陽介、4 番 宮川建作、5 番 小橋誠一
6 番 尾崎澄夫、7 番 西村節男
4. 欠席委員 **【農業委員】** 1 番 小谷健児、13 番 ハジィフ泉
【推進委員】 2 番 弘瀬正彦
5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 各議案の審議
議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請 (農業委員会会長許可) について (1 件)
議案第 2 号 農地法第 5 条許可申請 (県知事許可) について (1 件)
議案第 3 号 非農地証明願について (6 件)
議案第 4 号 形状変更届について (1 件)
議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利
用集積計画の決定について
議案第 6 号 認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議について
 - (3) その他の討議・報告事項について

○その他

議長 それでは4月の定例会、議事に入りたいと思います。欠席者3名おりまして、〇〇君と〇〇さん、あと一人〇〇さんが欠席ということでございますが、会の方は成立をしております。

 今日の議事録署名人ですが、〇〇君と〇〇さんをお願いしたいと思います。

 それでは早速議題に入りたいと思います。

 議案第1号より、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 議案書1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請です。番号1番、〇〇の〇〇さんです。

 譲請人、〇〇の〇〇さんとなっています。申請地としまして、〇〇番地。畑〇〇㎡。同じく〇〇、畑〇〇㎡となっています。理由としまして所有権の移転、贈与となっております。

 4ページからお願いします。まず航空写真ですけども、まず東の方にですね、〇〇の〇〇があって、ちょっと北の方に基盤整備された場所に上がっていった場所となります。

 こちらハウスが2棟並んでまして、そこを〇〇さんという方に貸付を行っているということなんです。

 続いて5ページが〇〇の地図となっております。

 6ページが拡大の航空写真です。

 7ページが公図となっております。

 8ページが現況写真です。ハウスが2棟並んでいますが、今回申請にかかる部分は奥側の場所になります。

 続きまして2筆出ておりますので、2筆目に入ります。

 9ページをお願いします。

 場所としまして西の方、基盤整備がされた場所でこの土地、高台に、高い場所に上がったところになります。

 10ページがゼンリンの図面です。

 11ページが同じく拡大の航空写真となっております。

 同じく12ページが公図となっております、このあたり〇〇さんが耕作放棄地を切り替えて果樹を栽培しているところが多い場所となっております。

 13ページが現況写真となっております。

 続いて14ページが農地法の第3条調査書となっております。今回農地法の改正で3条申請の面積要件がなくなったということで、その分が除かれていますので、それ以外についてはこれまで同様ですので、また説明をさせていただきます。

 議案第1号、受付番号1番。譲受人〇〇さん。譲渡人〇〇さんです。

 第2項第1号、全部効率利用の面につきまして、譲受人の経営農地はすべて耕作されており、農作業に従事する状況等からみて耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用

できるものと見込まれます。作業従事者として、ご本人と奥様となっております。所有機械として、軽トラック1台、軽ワゴンが1台、トラクター1台、コンバイン1台となっております。

第2項、第2号につきましては適応ありません。

第3号についても適応がありません。

第4号農作業の従事につきまして、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、作業に従事するものと見込まれます。年間300日の従事日数となっております。

第5号、撤退禁止についても該当ありません。

第6号、地域調和の面については、取得後はサトウキビの栽培を行う予定であるので、周辺農地への影響はないものと考えられます。

こちら先の〇〇の農地は現在〇〇さんに貸し付けを行っており、所有権移転後も引き続き貸し付けを行い、スイカなどの栽培を予定しているようです。

貸し付け終了後は譲受人が耕作を予定しております。

西間の農地については所有権移転後はサトウキビの栽培を予定しており、問題はないものと考えられます。

事務局からは以上です。

議長 今事務局の方で説明がありましたが、〇〇と〇〇君がこの〇〇君とのいろいろの話も聞きました。詳しいことについては〇〇君の方から説明お願いしたいと思います。

〇〇委員 ちょうど本人が〇〇さんの農地もあって、〇〇らしいですけど、ほんとど草ぼうぼうで、かなりの時間〇〇したと思います。

この前までサトウキビ植えるゆうてゆう話聞いたんですけど、まさにここ植えるとは思わなかったですけど。〇〇ようです。問題ないと思います。

以上です。

議長 最初の方は〇〇というところがありますが、〇〇の上の方の団地ですが、あそこの団地のちょっと下のところ。1段下がったようなところにハウスが立ちょうわけですが。作りようが今は〇〇君が作ってます。特に問題はないと思いますが、この件につきまして質疑質問ある方挙手願います。

はい、〇〇さん。

〇〇委員 〇〇と言いますが、どういういきさつで〇〇。

議長 〇〇君の話ではよそにおる人で、もともとの〇〇の〇〇さんが〇〇の人やったがやけど、自分としてはもうよう作りもせんがで、〇〇が〇〇をしてあれで、もう〇〇くれんか

という相談を受けてゆうたら、買うてもらおうと。私もそんなにはいらんがやけんどというような話もしりましたけど、〇〇もしようことやしという相談も受けたので私が受け取ろうかゆうような話になったそうです。

他に何かありませんかね。

なければ承認を受けたいと思います。

この議案第1号の第3条許可申請につきまして、承認されます方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 挙手多数です。議案第1号につきましては承認をされました。

それでは続きまして議案第2号。農地法第5条許可申請が1件出ております。事務局の方から説明をお願いします。

事務局 また議案書1ページをお願いします。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請です。

番号1番、譲渡人〇〇の〇〇さんです。

譲受人としまして〇〇の〇〇さん。同じく〇〇の〇〇さんご夫婦となっております。

申請地としまして〇〇番〇〇、畑、〇〇㎡、同じく〇〇番〇〇、畑、〇〇㎡となっております。

理由としまして、自宅建築のためとのことです。

15ページからお願いします。

場所としましては、鞭の上の方にある宅地ですね、今新しい消防団の屯所ができていそのそばです。申請地のすぐ右側あたりに今消防屯所ができております。かなり密集した場所となっております。実はここが昨年度中に非農地証明願であがってきて、ちょっとまだきれいな農地ということで、非農地としては認められないということで、今回5条で再申請があった分になります。

続いて16ページが〇〇の地図となっております。

続きまして17ページが拡大の航空写真です。

続いて18ページ公図となっております。

続きまして19ページが土地利用計画図兼排水計画図となっております。

こちらの方がですが、まず敷地の造成に関しまして、生地した後、駐車場部分をコンクリートの架設、それ以外は碎石を敷く予定とのことです。

排水計画に関しましては、生活排水は合併浄化槽を経由後、新設側溝へ排水します。雨水は自然浸透及び新設側溝の方へ流出します。19ページの図面の方に既設側溝の方へ流すと書いてますが、正しくは新設の側溝をつけて、東側の方に既設の側溝があるようなのでそこへ繋ぐということのようです。

続いて20ページが現況写真となっております。

こちらの資金計画の方がですが、土地取得費として〇〇万円、整地費としまして〇〇万円、

建築費としまして〇〇万円、合計〇〇万円となっております、すべて借り入れ予定とのことです。

隣接農地については同意済です。

農地区分については第3種農地となります。

事務局からは以上です。

議長 今事務局の方からの説明がありました、担当委員さんの方で捕捉説明あればお願いしたいと思います。〇〇君。

議長 特に問題はないということでございました。何かこの件について。はい、〇〇君。

〇〇委員 さっき事務局の方が側溝工事のことで喋りよったがですけど、この農地手前の家の人は。

事務局 東西どっち。

〇〇委員 この農地の手前に。家建てるゆうたら道路4メートル離れたら建てれるがかね。あるろうと思うぜよ。どっちから入ってもない。

事務局 19ページを見てもろうたらですね、土地利用兼排水図というのが出てまして、先ほど西村さんが言われたように都市計画区域内で建てる場合は建築許可がいて、接道を問ぎる場合には4メートルの道路をせないかんというのがあってですね、その19ページの下の方に道路の中心線というのがあります。で、道路協会というのが、中心線よりひとつ外側に上下ありまして、道路後退線というのがあります。その道路後退線まで後退したら、その中心線から2メートル、中心線から2メートルというふうに書いてですね、そこが中心からセットバックというんですけど、そうして4メートルとするということで、建築申請を出すようになると思います。

事務局 そうですね、道路と中心線から2メートル分引いてですね、他界というかフェンスとか建てる時にはそういうことで了解をもうけて建てるということになってまして。それが42条2項道路というふうにしてそのところに書いてるんですけど、2号道路という通常言われる道がそういうふうにして建てることのできるというような道ということになっております。

〇〇委員 これは手前の入り口は関係ない。

事務局 実際建てる時にその〇〇から引くということで、手前は関係ないですね。本人が本人の敷地をセットバックするということで建てれるはずですね。

〇〇委員 こんなに狭い乗用車が。

〇〇委員 軽がギリギリのところじゃけんど。駐車場があるけんど、乗用車手前でも入れんような。

議長 どれくらいの道ながかわからんけんど。

〇〇委員 軽がギリギリ。

事務局 建築確認とかそういうのはその自分の土地自体をセットバック、中心線から2メートル引いたら建築許可は出るはずですよ。そういうことで建てれるはずなのでそれで〇〇さんが言われてたようにどうやって車をはめるかというのはまた別のことですので。手前の土地を土地の所有者の方にゆうて入りやすいように形を変えるかですね。

〇〇委員 たぶんそれはちょっと難しいもんがある。ちょうど井戸があってそれはせつけれんわけ。〇〇さんも道が狭いしできんと思うて。ただそれを心配しよった。

議長 そこらあたりは車にピンキリどんな車があるかわからんけど、図面上これが乗用車みたいな形でおいちょうがやろうけんどよ、それは軽にするかはあれかは本人らやけん。建築の許可さえ出たらかまんがやないかと思うがやけん。それは後の本人の話合で車が入るか入らんかは。広げれるもんやったらそれはええがやけん。そこれの事情は本人でもわかって、これは兄弟なが。同じ〇〇の〇〇やけど。

議長 いやそれ知らんがよ。

〇〇委員 一人〇〇で〇〇しようやいか。〇〇、あれらと一緒やいか。あれは嫁さん。

議長 嫁さんか。

〇〇委員 娘やない、この人のお母さんが

議長 持ち分やけん〇〇なが。

議長 ○○ゆう名前と○○ゆう名前になっちゃったけど。二人の持ち分が半分づつということになっちゃるけん○○とは書きちょらん。

○○委員 ○○で家借りて住みよった。

議長 息子らの家か、婿か。わからんけど。

議長 この5条許可申請について他にもう質疑ないかね。なければ承認を受けたいと思います。議案第2号5条許可申請につきまして承認されます方挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

議案第2号5条許可申請につきましては承認をされました。

続きまして議案第3号、非農地証明が6件でておりますが、1番から順次、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 2ページをお願いします。

議案第3号非農地証明願、6件出ております。

まず番号1番、願出人○○の○○さんです。

この方は先ほどの第3条申請の申請者の方となります。この非農地をこの願出地の方を先ほどの○○さんに同じくお譲りするとのこととです。

願出地としまして、○○、田○○㎡。理由としまして、約50年前まで耕作していたが、事情により耕作を辞めたため、現在は山林となっているとのこととです。

21ページからお願いします。

まず航空写真からとなっておりますが、願出地としまして、ここが先ほどの3条申請の○○団地の山の方へ上がっていった場所で、完全に山林化している場所です。

上の方に見えるのが○○の○○さんとなっております。

続いて22ページがゼンリンの図面です。上の方に○○が見えております。

続いて23ページが拡大の航空写真となっております。

同じく24ページが公図となっております。

25ページが現況写真となっております。見られたらわかる通り完全に山林となっている場所なので、非農地として問題ないかというふうに判断できます。

事務局からは以上です。

議長 今事務局の方から山林ということですが、担当委員○○ですが、○○の方で。

〇〇委員 50年ゆうてなってますけど、50年以上前じゃと思います。昔は開墾してから、じゃけどイモ植えたりムベ植えたりしたらしいです。現在も石垣は残ってますけど、肝心な通路もない、ほんの山です。一切作れるような状態じゃない、〇〇は完全に非農地じゃと思います。以上です。

議長 今、〇〇の方からも完全に山ということで、私が見てもなかなか中に入ってはいけません。遠くから見ても観音さんの山の一部ということでございます。非農地として問題ないかと思えます。この件につきまして、はい〇〇さん、。

〇〇委員 先に〇〇さんが〇〇さん、畑作りよったという話やけど、自分らはほんなこと考えたけど、こんだけの山を持ちょうがやったらついでにもろうてもろうたらと。

議長 おそらくまあ言うたら金銭的なもんはあれやけど、我がもう全部出してくりといういうようなことで、登記する費用、あるいは折半のもんやけん、それぐらいのもんで十分やないろうかゆうてそういう話はちらっとしよったがやけど。その大きな金額ではなくってね。我がもろうてくりみたいな話やなかったかと思うがですけど。他の時もいうたらもろうてくれんかというような話みたいなかった。

〇〇委員 本人が言わあ、届けを自分が出さないかんろいうくらいで、一通り。ただでもろうて届は〇〇が出そうかゆう話じゃった。

議長 そういうことです。えいですかね。他にありませんかね。もう農地としてはほとんどもいうたら山で、もう農地としては認められんということですが。ないですかね。なければ承認を受けたいと思えます。

非農地証明願の1番につきまして承認をされます方挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。非農地証明願1番につきましては承認をされました。

続きまして非農地証明願の2番、事務局の方から説明を願います。

事務局 非農地証明願の番号2番。願出人、黒潮町〇〇の〇〇さんです。

願出地としまして、〇〇字〇〇番地、畑〇〇㎡。同じく字〇〇番地、畑〇〇㎡。字〇〇〇〇番地、畑〇〇㎡となっております。

理由としまして、平成2年に母が亡くなるまでは耕作していたが以後は耕作するものもなく、草木が繁茂し、現在は荒地地となり山林化しているとのことです。

26 ページから願います。

まず航空写真ですけども、場所の方が少し上の方に〇〇が見えておりますが、その少し南側へいった山というか山林化している場所というふうに思います。

続いて27ページが拡大の航空写真です。こちらすみません、航空写真がですね、いつも平成22年のもので、ちょっと前でまだ茶色くなって畑の形跡なんかも見えるんですが、今ちょっとさらに山林化が進んでですね、もっと草木が繁茂しているという状況になっております。

28ページ、29ページが公図となっております。

続きまして30ページが現況写真となっております。

なかなか現地の方に行けなかったのですが、実は申請者がドローンで撮影してくれた上空からの写真となっております。先ほども説明したようにちょっと一体的に非農地化して所有権を移転していきたいということで、全て山林化している状況だというふうに思われます。事務局からは以上です。

議長 今事務局の方から説明がありましたが、担当委員さんの方で何か補足説明あればお願いします。

議長 今、中にもなかなか入れんというようなあれで〇〇からも説明がありましたが、何かこの件につきまして。

〇〇委員 質疑じゃないけど、ちょっと質疑的なあれでは27ページの真ん中に道がありますよね。これの一番高いところに3番ゆうて書いたがの下側に昔鞭の水源地ゆうか、水源地がありまして、そのところが〇〇みたいになって、今でもそこへ行けます。行けるけどその途中の最初の道の端にこんもりと木が見えます。このちょっと20メートル上ぐらいまで今、〇〇のほとんどの墓です。それから上はほとんど耕作してないような状態で、道だけ上がれるというか、〇〇さんゆうところへ上がるだけの道はありますけど、ほとんどは田んぼ。混雑しましたところは来月の農家からちょっと非農地の関係で非農地証明をもう順次、おそらく一括でもらうたら事務局の方も楽なろうけど、ここへ議案届け出るがやないかと思っています。またその時はよろしくお願いします。

議長 非農地にして何をするがやったかね。

〇〇委員 〇〇化して〇〇。

議長 この〇〇さんとゆうがは〇〇には関係ないが。

〇〇委員 山の頂上やいか。

議長 ○○の人らあが○○というか。

○○委員 ○○いうか○○。

議長 ○○さんそのものはつつかんがやろ。

○○委員 それの東側を○○のそのの今言よった墓を、ちょうどその上側を○○が通るけん。途中田んぼがありますんで、その辺だいたい○○という計画です。

議長 何か他にありませんかね。今後も毎回くらい非農地証明として出てくるゆうようなことです。何か質疑ないですかね。ないようでしたら承認を受けたいと思います。非農地証明願の2番に承認をされます方挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。2番につきましても承認をされました。

非農地証明願の3番、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 また2ページをお願いします。

非農地証明願の番号3番。願出人、黒潮町○○の○○さんです。

願出地としまして、○○字○○番地、畑○○㎡となっております。

理由としまして、約30年前まで耕作していたが事情により耕作をやめた。現在は山林となっているとのことです。

31ページからお願いします。

まず航空写真ですけども、○○支所がありまして、その少し上に○○地区の共同墓地があります。そこに隣接した場所となっております。

32ページが○○の地図です。

続きまして33ページが拡大の航空写真です。その写真ではですね、申請地の左側の方があいてますが、今はここは土地を建てる準備をされていてすこし造成がされております。

34ページが公図となっております。

続いて35ページが現況写真となっております。

こちらはですね、もともと竹藪、竹が生えたりして、かなり草木が生い茂ったようなんですが、申請者の方がちょっと草刈りなどして少しきれいに整備したようです。整備したんですが、墓地のなかなか隣接地ゆうことでちょっと農地としてはなかなか利用も難しいかなという状況ではあります。

事務局からは以上です。

議長 今、事務局の方から説明がありました。この辺ほとんど墓地でして畑としては誰も作ってない。1軒だけ西側ね、この手前の方ですけども、1軒だけ畑を作ってます。ここらは写真にはありませんけど全部ゆうばあ墓地です。うちの墓の近くでもあります。僕も見たがですけど、ここも墓地として利用するのでわかりやすいように刈ったということですが、何かあれば。

〇〇委員 35 ページで赤い線で枠があるがですけど、この左のこの下道路ですがね。これは通知外やと思うのですが。

議長 ここは違うね。

〇〇委員 前へ2つ墓がありますがね。この人が墓建てたときに作ったみたいですので、今回対象に入っていないかと思います。この畑はずっと長くて今建てちょう〇〇になっちょう大きな前の2つ墓があります。これはまたその2つ墓の予定として空き地があります。これ大きな墓がありますわ、そこまでずっと行けたらしいです。これをずっと今回の墓を〇〇したいゆうことで、〇〇のがが2つゆうことで申請したのですが。その人が言うに自分が刈ったらしいです。今、すごいいよになってますけど、〇〇な状態やったわけです。

〇〇委員 同じ人ののがを6筆、今、1、2、3、4、5、1つはもう既に分筆で〇〇ですけど、農地から外しちょうかどうかは知らん。

〇〇委員 〇〇を構えな

〇〇委員 これ全部野地から外しちよる。

〇〇委員 それ一度確認したらよね、外しちょうか外しちよらんかはわからんけど〇〇ができちよるがよ。〇〇。〇〇は新しく変えるがはわからん。

議長 さっき〇〇が言よったがですけど、この三角のところまで入っちょうが。

〇〇委員 入っちょうがか。

事務局 公図34ページ見ていただいて〇〇号ゆうがが今回申請地ながですが、この筆としてはこれが入っちょうそうで。〇〇さんがこの通路としてお貸ししちょうそうです。この通路として。

〇〇委員 そうかそうか。

議長 それが今回非農地として一緒に出てきたと。

〇〇委員 それで今度はこれを〇〇が買うたら

議長 多分部落の〇〇が墓にすることやと思います。

私も見た限りでは写真で見ると草もないようですが、かなり草も多いですし、竹がいっぱい生えてきました。それにここは墓地ばっかしです。そういうことで何かこの件につきまして、何か質疑質問ある方おりませんか。ほとんどもう共同墓地ゆうか、ここら辺り自分くの墓もありますが、墓ばっかしです。

〇〇委員 共同墓地はええけど、降りたところの2つの墓よね、その向こうの端に。この辺は全部農地から外しちょうが。一応調べて。

事務局 確か外してたと思いますが、何しろ確認しておきます。

議長 多分外さんとこの農業委員会で許可がないと登記ができんと思うがよ。この新しい墓はよその人がよ。〇〇の人やない。ほんで登記は多分条件外しちょうがやないろうかと思う。登記しちょうということは、自分らの時には出てこんかもわからざったけど、おそらく前に非農地として外しちょうかなんかで登記はできちょうわけやけん、農地としては残っちゃらんと思うがよ。

〇〇委員 ここが〇〇なような出てきた覚えがないがやけどね。

議長 前はこれはポンポンポン畑らにもよ、墓を勝手に書けた、勝手に書けたような時代があったがよ。今は登記するにあたってやっぱ所持の人の方から農業委員会にかけじゃ登記できませんゆうようなことがあるけんよ。ここが出てくるということは多分抜いちょうがやろ。

〇〇委員 分筆して登記できちょうが。

議長 多分抜いちょうがやと思うね。

事務局 確認してですね、農地ではなかったというふうになお確認しておきます。

〇〇委員 この道

議長 ここのはた新しい墓がいっぱいできちょう。

〇〇委員 ここのゆうところに私務めたがよ。50年墓ばっかしになったがよ。

議長 あそこの太い墓のところで盆踊りしよったがです。この非農地証明ですが何かないですかね。〇〇さん。

〇〇委員 確認ですけど、そこの今出ている〇〇番地の道路を含めたところがそうながですよ。

議長 そうですね、道路を含めた非農地願ゆうことです。

〇〇委員 入っちょうがですね。わかりました。

〇〇委員 本人が買うたがはね、2つ2つのがを2つにわけるゆうてね、兄弟で。やけん4つぶながですか。

議長 まだ記録、登記上は農地としてこれも残っちょったがやけ、今回非農地として一緒に出てきたと、そういうことです。いいですかね。他になければ承認を受けたいと思いますが、いいですかね。それでは非農地証明願の3番につきまして、承認をされます方挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。非農地証明願の3番につきましても承認をされました。

続きまして、非農地証明願の4番。事務局の方から説明をお願いします。

事務局 非農地証明願、番号4番。願出人、黒潮町〇〇の〇〇さんです。

願出地としまして、〇〇字〇〇番地〇〇、田〇〇㎡。同じく〇〇字番地〇〇、字〇〇㎡です。願出理由としまして、30年以上未耕作であり、現在は雑木林となっており、農地としての再生が困難であるとのこと。

36ページからお願いします。まず航空写真となっておりますが、右の方に見える集落活動センターから〇〇の方へ抜けていく道です。昨年中に何回か出てきました一体的に非農地化して〇〇さんへ売買でお譲りしている地区となっております。

37ページが〇〇の地図となっております。

続いて38ページが拡大の航空写真です。

続きまして39ページ公図となっております。

続いて 40 ページ、41 ページが現況写真となっております。場所としましては草木が生い茂っております、なかなか農地としての利用は難しい場所というふうに思われます。

事務局からは以上です。

50 ページの現況写真で非農地証明願 3 番と書いていますが、4 番の誤りです。訂正お願いいたします。

〇〇委員 こないだ撮った写真かよ。桜が咲いちょうがよ。

事務局 そうですね、ちょうど見頃のころに。

議長 今、事務局の方からも説明がありましたが担当委員さんの方で補足説明ありましたら。

〇〇委員 〇〇さんと〇〇さん〇〇と〇〇、先のがじゃ断られたけど、今回オーケー、話をききました。そしたらこの 4 番のは昔、建てたがやったけど道が道路が。そのためにもうこの 38 ページの 1 番、2 番という数字、これはもう〇〇で残ってたがよね。言うたら岸みたいな感じで。でも何にもできんけん〇〇やなゆうことで受けらした。

議長 農地としては〇〇。

今、〇〇さんの方からもうほとんど法面みたいなもんで農地としては認められないということでございますが、何かこの件につきまして、質疑質問ある方挙手願います。

〇〇委員 大方〇〇に道路が抜けて、38 ページを見てみたらようわかる。道路をつけてね、道路も 30 年くらい前になって書いちょうけんど、前の道路は、左へ入って道路の。その道路が抜けたところに有志というかその人が〇〇。

議長 何か他にありませんかね。それでは承認を受けたいと思います。非農地証明願の 4 番につきまして、承認をされます方挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。非農地証明願の 4 番につきましても承認をされました。

続きまして、非農地証明願の 5 番。事務局の方から説明をお願いします。

事務局 非農地証明願、番号 5 番です。願出人、黒潮町〇〇の〇〇さんです。

願出地としまして、浮鞭字〇〇番、畑、〇〇㎡。同じく字西尾屋敷〇〇番〇〇、畑、〇〇㎡となっております。願出理由としまして、昭和 63 年頃に住宅を建築し、それ以降駐車場として利用していたとのことです。

42 ページからお願いします。まず航空写真ですけども、先ほど 5 条申請があった場所の

すぐ近くなんですが、5条申請があったのがここから少し右にいったちょっと畑が3筆が見えているところです。そこから20メートルくらい離れた場所となります。

続きまして43ページが〇〇の地図です。

続きまして44ページが拡大の航空写真です。こちら宅地転用した際に、お家建てられたのですが、その時の申請がどうも抜かっていたのではないかということのようです。

続きまして45ページ公図となっております。

続いて46ページが現況写真です。写真のように完全に宅地化して駐車場として利用されている状況です。

事務局からは以上です。

議長 今事務局の方からも宅地ということですが、何かこの件につきまして担当委員の〇〇君。

〇〇委員 46ページの現況写真。

議長 もうほとんど宅地で農地ではないということですね。この件につきまして何か質疑質問ある方挙手願います。ほとんど家の一部ですね、コンクリ打って、畑ではなかなか復元もしぬくいということです。ないですかね。ないようでしたら非農地証明願の5番、承認を受けたいと思います。承認されます方挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

非農地証明願の5番の承認をされました。

続きまして、非農地証明願の6番、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 非農地証明願、番号6番です。願出人、黒潮町の〇〇さんです。

願出地としまして、黒潮町〇〇字アナ〇〇番〇〇、田、〇〇㎡となっております。理由としまして、平成10年頃に倉庫を建て、現在に至るとのことです。

47ページからお願いします。まず航空写真ですけども、こちらがですね、国道沿いにある〇〇さんがあった場所の敷地となっております。実は〇〇さんが事業の方辞められるということでお譲りするそうです。それにあたりここ農地となっていたので、今回証明願を出していたということのようです。

48ページが〇〇の図面となっております。

49ページが拡大の航空写真です。

続いて50ページ公図となっております。

続きまして51ページが現況写真です。場所としましては倉庫が建っておりまして、農地としては非農地であるところである場所ではないかと思えます。

事務局からは以上です。

議長 今、事務局の方で説明がありましたが、担当委員さんの方で補足説明あればお願いします。〇〇さん。

〇〇委員 〇〇さんの方から1週間前にちょっと〇〇の〇〇とかち合うたので行っちゃってくれということで行ったもんで。その代わり、51ページの〇〇の〇〇に住んじょうということ聞いて。住んじょうようにかわらんけど、会うことはなかなか難しいですよゆうことは聞いたがです。このことは行っても今会えるゆうことはめったにない。それで、昼の時間と夜6時の時間、2回行ったけど、全然会うことがない、姿も見ん。それで住んじょうということは間違いないと思うのよ。夜の10時頃か、ちょっと用事があったかしら時に軽四がとまっちゃった、箱バンの。10時からしらんい起すわけにいかんし。それで申し訳ないけど本人とは会ってません。
以上です。

議長 〇〇は〇〇に住みようけんね。

〇〇委員 〇〇の店のところやお。じゃない。

議長 じゃなくて現在は〇〇がいるけんね、別のところへ住みようがよ。〇〇のところは空き家。

〇〇委員 あこ行ったけどカーテン閉まっちゃう。

議長 あそこはずっと空き家。ずっとあの川沿いのところやけんどね、〇〇の川沿いのところ。もうだいぶ前、何十年も前やけどね、家建ててそこへ住みゆう。ここへはおらん。ここはね、前に〇〇ゆうてゆう人と親らあが住みよった。親戚やけんどね。〇〇君はそこにおる。この一画だけ田んぼになっちゃったがやろうか。こらほとんど宅地で、ずっと家建っちゃうけど、残っちゃたが。住宅やけんどね。

〇〇委員 私が話したがらは全然知らんけん、3人車庫のところ話しゆう。

議長 自分も前から長いこと〇〇でやりよったで。農地作ってないろかうと思うちよったけど。ほとんど畑ゆうあれもないし。宅地です。自分が見たがでゆうてももう農地ではないということですが、何かありませんかね。ないですかね。なければ承認を受けたいと思います。非農地証明願の6番につきまして承認されます方挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

非農地証明願の6番につきましても承認をされました。

議案第4号形状変更届が1件出ています。事務局の方から説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをお願いします。

議案第4号形状変更届、1件出ています。

番号1番届出人、黒潮町〇〇〇〇さんです。届出地としまして字タクボ〇〇番〇〇、畑、〇〇㎡のうち〇〇㎡。同じく〇〇字タクボ〇〇番〇〇、畑、〇〇㎡のうち〇〇㎡です。願出理由としまして、農地内の通路の舗装のためとのことです。

52ページからお願いします。

まず航空写真ですけども、願出地としましては先の定例会で墓地の転用申請が出ていた場所です。57ページを見ていただいたらわかりやすいかと思いますが、3月の定例会でこの石垣の上に4状と5状申請で土地の転用が出ておまして、ただ、ここはその町道の拡幅工事をした際に、個人の方が業者さんに頼んでついでにここを整備してもらったということだったんですが、形状変更届が出されてないということで、県の審査などの際にもちよっと言われるかもしれないということですね、定例会の中で話したんですが、その話を申請者にしたところ形状変更届を出したいということでしたので、今回出てきました。

それで県の方も転用許可も墓地の分が許可がとりまして、形状変更でここは届出を出してもらいますと話したら、県の方もわかりましたゆうことだったので、そういったことで進んでおります。

ちょっと中の説明をさせていただきますと、54ページをお願いします。

一応ですね2筆になっておまして、まずタクボ〇〇番〇〇が〇〇㎡のうち〇〇㎡。同じくタクボ番〇〇2、〇〇㎡のうち7㎡をコンクリートで仮設しています。

56ページがですね、形状変更図面となっております。赤い色付けしている部分がコンクリート仮設をした部分です。左上にある分譲予定地というふうに書かれているのが、先月農地転用で出てきた場所となります。

議長 これだけか。

事務局 そうですね、57ページの現況写真を見ていただきますと、今回申請があったがが赤枠で囲んでいる分なのですが、右の方に見える法の石垣は町道の工事でやった分やそうです。それで手前にある登り口、コンクリートで〇〇しているところの以前、登り口自体はあって、町道の工事に伴い町が取り壊したということで現況復旧した場所だそうなので、今回形状変更分はこの分だということで申請がありました。

事務局からは以上です。

議長 今事務局の方から説明がありましたが何か担当委員さんの方で説明があれば。〇〇さん。

〇〇委員 これほんとはね、なんで出てきたか藤本君が言うたけど、行政書士が私になんでこれ舗装したがじゃゆうたら上に畑があるけん畑がある農林省か、道をコンクリートで打って構いませんという通達が出ちようはずやと。そこまで向こうが、〇〇が言うたもんながよ。出す必要ないやか出ちようもんやったら。けどこれを〇〇君がゆうけん、私も何も言いません。私は納得いかんで。法律的なことでこじゃんといろいろと言われちようけん。ただこの行政書士が来月あたりまた出てくる。行政書士が〇〇物件が。昨日会って話しよって行政書士だけながやったらこれゆうたけん、またかやゆうて。むこうはこんな関係知らんけん、またもう極力相手せんように、まるで法律的なことと言われる。言い返せることはない。

議長 多分農道については舗装しても別に問題はないろけん、これは個人の土地やけん、一応形状変更、農地を削ってあれしちようがやけん形状変更届はいるとそういうことです。何かほかにこの件についてないですかね。形状変更も〇〇も出ちようわけやけん〇〇も問題ないと思うがですけん、いいですかね。それでは議案第4号形状変更届につきまして、承認をされます方挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

議案第4号につきましても承認をされました。

それでは当日資料の議案第5号、農業経営強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局の方から説明をお願いします。

〇〇さんちょっと退席してください。

先〇〇さんの方からやる。

事務局 〇〇さんが退席されてますので2番の〇〇さんと〇〇さんの分から説明させていただきます。

議案第5号農用地利用集積計画2件でしております。先に5の2、大方5の2とありますが佐賀5の1ですね、すみません。

貸付人、〇〇市〇〇町の〇〇さんです。借受人〇〇の〇〇さんとなっております。

設定期間としましては4年間となっております、場所は〇〇字堂野々〇〇の〇〇と〇〇となっております。こちら、作目が水稲となっております。ちょっと貸し借りは前々からやっていたんですが、今回このタイミングで利用権の設定をしたということのようです。

場所としまして、荷稻の郵便局から少しちょっと手前にきた道路の左手にある田んぼとなっております。

事務局からは以上です。

議長 利用権の設定議案第5の2番ですが、何かこの件につきまして質疑質問ありませんかね。以前から〇〇さんが作っちゃったがですけんど、利用権の設定が今回したとそういうことです。ないですかね。なければ承認を受けたいと思います。

5の2について承認されます方挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。利用権の設定の2番、5の2につきましては承認をされました。

それでは5の1番、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 5の1、大方5の1、貸付人黒潮町〇〇〇〇さんです。借受人黒潮町〇〇さんとなっております。設定期間としまして5年間となっております。場所の方が〇〇の字横ノ浜〇〇番、田〇〇、㎡。作目がショウガとなっております。これがですね、〇〇の〇〇の隣にある国道沿いのショウガが植えられているところで、再設定となっております。

議長 今事務局の方から5の1につきまして説明がありましたがこの利用権の設定について質疑質問ある方、挙手願います。いつ作りようが。

事務局 去年くらいから作られていますね。面積ももうちょっとあれやったらどうやって、コスモスのところあも使っていただけるゆうてゆうたがですが、面積はこれでええゆうて。

議長 あその近くで作りようが。

事務局 すぐ隣ですね。

議長 何かないですかね。なければ承認を受けたいと思います。

利用権の設定5の1番について承認されます方挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。利用権の設定の5の1番につきましても承認をされました。

それでは議案第6号、認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議、2件出ております。1番の方から事務局の方から説明をお願いします。

事務局 まず借入に関する協議です。

番号1番、〇〇さん。内容としまして、トラクター、ロータリー、補助ユニットの更新となっております。

2ページをお願いします。こちらの方なのですが、上の方にあります資金計画のうちの

借入金の内訳とありまして、借入先、資金名が〇〇です。トラクターの更新、借入額が〇〇万円となっております。

その下ウの収支実績としましては、第一品目として施設〇〇、第二品目としては〇〇となっております。目標としまして、収入金額がその下に載っておりますが、こちら導入によりこういった目標ということで挙げております。

続きまして3ページをお願いします。真ん中のあたりですが収入に関する事業計画、トラクターの更新です。トラクター、ロータリー、補助ユニットで事業費が合計〇〇万〇〇円です。

〇〇としまして、借入金が〇〇万、残り〇〇万〇〇円が自己資金となっております。

次の4ページが借入金及び償還計画となっております。

続きまして6ページの方が経営規模の拡大に関する目標が出ております。作目、施設キュウリで現状が〇〇アールの生産量が〇〇万〇〇キロ。水稻が〇〇キロ。目標としまして生産量が〇〇キロ、水稻〇〇キロということになっております。

続きまして10ページの方へいきます。見積書となっておりますが、すべて合計で〇〇万〇〇円というふうになっております。それ以降はカタログとなっております。

13ページに機器の詳細なども載せております。

そしたらすみません、番号1番については以上です。

議長 借入資金の1番について事務局の方から説明がありましたが、この件について何か質問ありませんかね。先ほどのあれは収入金額ゆうてなっちゃったけど。収入金額やなし売り上げ金額やないがか。収入じゃないろ、売り上げやろ。

事務局 収入から支出を引いたら所得が出るとようなもので。

議長 収入ゆうたらええわけやね。売り上げなんで。それから支出を引いたら所得やね。わかりました。何かこのトラクターの購入について借入金ですが何か質疑ありませんかね。〇〇君、実績もありますし、農業者として特に問題はないかと思えますけど。いいですかね。それでは承認を受けたいと思います。この〇〇君の借入金について承認されます方挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。〇〇君の借入金については承認されました。

続きまして借入金の2番、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 また最初のページをお願いします。

番号2番、〇〇さん。内容としまして、トラクター、ロータリー、マストボックスの更新となっております。

15 ページの方へお願いします。こちらの方ですが、まずイの投資資金計画です。トラクター、ロータリー、マストボックスの更新で必要額が〇〇万円です。制度資金として〇〇万円、右の自己資金が〇〇万円となっております。

その下ながですが、借入先としまして高知県農業協同組合、資金名が農業近代化資金、トラクターの更新となっております、借入額が〇〇万円、償還が〇〇年の予定とのことです。

その下、収支実績としましては、直近の実績の方がタバコが〇〇アールの〇〇キログラム、水稲が〇〇アールの〇〇キログラムとなっております、目標の方が右側ですけども、タバコ〇〇アール〇〇キログラム、水稲〇〇アールの〇〇万とんで〇〇キログラムとなっております。

16 ページの資金はとばします。

17 ページが借入金及び償還計画となっておりますこちらが7年計画とのことです。

20 ページの下の方ながですが、生産方式の合理化に関する目標です。こちら下ながですが、現状がですね、タバコ 10 アールあたり〇〇キログラム、目標が 10 アールあたり〇〇キログラムとなっております、水稲の方は現状 10 アールあたり〇〇キログラム、目標 10 アールあたり〇〇キログラムとなっております。

22 ページの方ながですが、経営に関することで、現状がですね、年間農業従事日数が載っております、ご本人と奥さまが〇〇日ながですが、今回合理化が図れるゆうことで年間〇〇の従事日数となるようです。

23 ページが見積書となっております。

24 ページ以降がカタログとなっております。

事務局 事務局からは以上です。

議長 今事務局の方から〇〇さんにつきまして借入金の説明がありましたが、何かこのことにつきまして質疑ありませんかね。ないですかね。特になければ承認受けたいと思いますがいいいですかね。〇〇さんにつきまして、借入金につきまして承認されます方挙手願います。(挙手全員)

挙手全員です。〇〇さんにつきましても承認をされました。

議案が終わりましたので記録を止めたいと思います。